

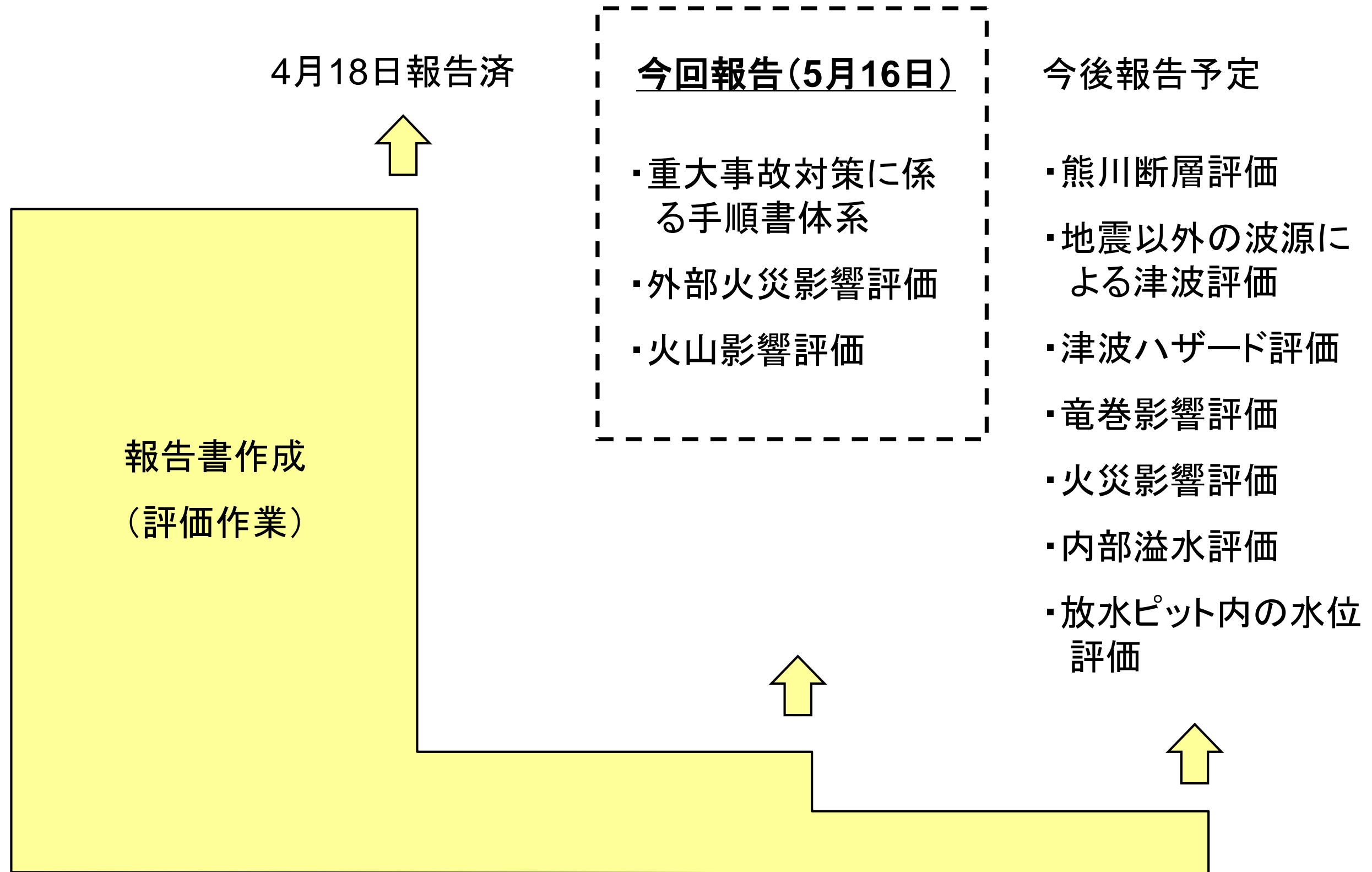
大飯発電所3, 4号機
新規制基準適合性確認結果に係る
追加報告の概要について

関西電力株式会社

新規制基準適合性確認結果に係る追加報告について

- 平成25年4月18日、大飯発電所3, 4号機における新規制基準適合性確認結果を取りまとめ、原子力規制委員会に提出した。
- 一部概略評価となっている項目については、詳細評価を実施し、評価完了次第報告することとしていたため、本日、その追加報告(3項目)を取りまとめ、原子力規制委員会に報告した。
- 今後、原子力規制委員会や原子力規制庁による新規制基準を踏まえた現状評価作業に対しては、真摯に対応していく。

新規制基準適合性確認結果に係る 追加報告の提出スケジュールについて(予定)



新規制基準適合性確認結果に係る 追加報告の概要について

追加報告項目	追加報告内容
<p>重大事故対策に係る 手順書体系</p>	<p>・重大事故に対応する手順書の追加、充実、再編により、より広範囲の事故に対し有効に機能する手順書の体系および教育、訓練体系を整理した。</p>
<p>外部火災影響評価 (森林火災、航空機落下に伴う火災の評価)</p>	<p>・「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(案)」に基づき、原子力発電所に影響を及ぼし得る森林火災の影響および航空機落下による火災の影響について、評価を行った。</p> <p>・森林火災について評価を行った結果、必要とされる防火帯幅(原子炉施設と樹木との距離)は約16m以上となり、現状で防火帯幅は確保されているため、森林火災が発生したことを想定した場合においても、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包する原子炉施設に影響が及ばないことを確認した。</p> <p>・航空機落下について評価を行った結果、原子炉施設から見て、航空機の落下確率が10^{-7}(回/炉・年)以上になる範囲のうち、原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点として、原子炉施設からの距離が最も近くなる120mの地点を選定し、航空機落下に伴う火災が発生したことを想定した場合においても、原子炉施設に影響が及ばないことを確認した。</p>
<p>火山影響評価</p>	<p>・「原子力発電所の火山影響評価ガイド(案)」に基づき、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の影響について、評価を行った。</p> <p>・原子力発電所に影響を及ぼし得る可能性のある火山として、大飯発電所から半径160km範囲内で、完新世(約1万年前迄)に活動を行った火山(白山)および第四紀(約258万年前迄)火山(扇ノ山、美方火山群、照来、経ヶ岳、神鍋山等)について抽出を行ったが、これらの火山による火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ等による原子炉施設への影響の可能性が十分に小さいことを確認した。</p> <p>・地理的領域内および領域外(半径160km範囲外)も含めた降下火山灰について検討し、最も影響が大きくなる降下火山灰の堆積荷重(最大想定火山灰厚さ20cm)に対する影響評価を行った結果、原子炉施設に影響が及ばないことを確認している。また、原子炉の安全停止等に必要な設備についても、降下火山灰が侵入し難い構造となっており、機能に影響が及ばないことを確認している。</p>